

2015年1月9日

日本生活協同組合連合会  
専務理事 和田 寿昭

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見公募についての意見書

私たちは、2014年9月末から発生した一部電力会社による再生可能エネルギーの接続契約の回答保留について、再生可能エネルギーの普及を目指す上で重大な問題であると考え、その早期解消を求めてきました。新エネルギー小委員会のもとに、この問題の技術的な検討を行うワーキンググループが設置されたことについて、問題の早期解消と再生可能エネルギーの普及促進に役立つ施策が提案されるものと期待をしていました。

大変残念なことに、今回の改正案については、大きな問題があると言わざるをえません。小委員会の目的は、「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し」であったはずですが、しかし今回の改正案は、原子力発電を含め、他の発電方法を東日本大震災以前の過去30年間の実績を基に計算し、いわばその「あまり」の部分で再生可能エネルギーの「接続可能量」を算定する、という手法を基にして設計されています。

このような考え方は、小委員会の本来の目的と相いれないものですし、再生可能エネルギーの普及・拡大を目指す、というエネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）の立場とも大きく矛盾するものです。再生可能エネルギーの急速な普及・拡大を求める私たちも、当然このような前提を許容することはできません。

このような立場から、標記の意見公募に対して以下3点意見を提出します。

【提出意見1】（1）I-1「太陽光発電・風力発電に係る接続ルール見直し」について  
（意見内容）

太陽光発電・風力発電の接続ルールの見直しの前提となっている、接続可能量の算定を見直すべきと考えます。具体的には、①現状の発電におけるエネルギー構成を前提とすべき、②電力会社間の連携線の活用を最大限に行う前提での算定とすべき、です。

（理由）

- ・接続可能量の前提では、原子力発電について、まもなく運転期間が40年に達する原発や建設中のものも含めてすべての原発が稼働するという前提に立ち、震災前過去30年間の設備利用率平均×設備容量を置いています。しかし、この前提自体が非現実的です。実態に即して考えるならば、現時点での発電構成を前提として試算を行うべきです。また、この前提は、「エネルギー基本計画」（2014年4月閣議決定）で定めた「原発依存度を可能

な限り低減する」という基本方針とも矛盾するものです。

- ・算定にあたって、地域間の電力融通について十分な活用が想定されていません。しかし、2015年には広域的運用推進機関の設立と、それに伴う広域的運用の本格化が予定されています。再生可能エネルギーの最大限の導入のために広域での電力融通が必須であることは、欧米の事例等からも明らかであり、電力融通の広域的な運用を前提とした試算を行うことは当然です。

**【提出意見2】** (1) I-1 「太陽光発電・風力発電に係る接続ルール見直し」について  
(意見内容)

出力抑制の対象として住宅用の太陽光発電を含めていますが、対象外とすべきです。

(理由)

- ・住宅用太陽光発電は、個々の規模・全体における割合とも小さいものです。
- ・住宅用太陽光発電の買取は、全量買い取りではなく、余剰電力の10年間の買取、という、ある種の抑制条件のもとで運用されています。これに加えて出力抑制を求めるのは不当です。
- ・住宅用太陽光発電は、分散型のエネルギー源や都市部でのエネルギー源として重要性を増していると考えます。一方で、個人の負担によって導入されるものであり、消費者の導入意向に強く左右されます。出力抑制の対象とすることで、住宅用太陽光発電の普及の大きな障害となります。

**【提出意見3】** (2) I-5. 「指定電気事業者制度<sup>1</sup>」について

(意見内容)

指定電気事業者制度の適用は安易に拡大すべきではありません。あわせて、指定電気事業者制度の適用・運用の公開、監視・検証のしくみを整備すべきです。

(理由)

- ・指定電気事業者制度は、公平・公正な運用が不可欠ですが、現在のしくみでは、接続可能量の算定が恣意的でないか、出力抑制の実態が妥当なものか、等について検証することができません。接続可能量の算定の妥当性を第三者機関が審査すること、出力抑制の具体的な実態（日時・回数・対象発電所等）の開示の義務付け等の制度整備が必要です。

以上

---

<sup>1</sup> 指定電気事業者制度：再生可能エネルギーの接続可能量超過が見込まれる電力会社について、経済産業大臣が「指定電気事業者」として指定する制度で、これに指定された電力会社は、その接続可能量を超えて接続を求める再生可能エネルギー発電事業者に対して、無制限かつ無補償の出力抑制を行うことができる、というものです。